

県北広域振興局長告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年10月30日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田長内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第37地割字焼切30番199地先から30番132地先まで	新	m 19.6～8.2	m 93.9
	旧	33.2～12.4	93.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成24年10月30日から同年11月30日まで